

# 用 語 解 説

## 用語解説

五十音順	用語	説明
あ	依存財源	収入の源泉を国・府に依存し、その額と内容とが国・府の基準に基づくもので、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、府支出金、地方債がこれにあたる。
	一般会計	地方公共団体の行政運営の基本的な経費が計上される会計。通常、議会費、総務費、民生費など13の区分（「款」という）で構成されている。現在のように広範多岐にわたる行政の活動に対し、より合理的な方法で経理を行うため、一般会計のほかに特別会計が設けられている。
	一般財源	財源の用途が限定されず、どのような経費にも使用できるもので、その主な内容は市税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方交付税などである。
か	外郭団体	国や地方自治体と連携を保ちながら、その活動や事業を助ける団体で、行政活動の代行的・補完的役割を果たしている。国や地方自治体から出資を受けたり、人事面の交流も多い。枚方市の外郭団体には、枚方市土地開発公社など15の団体があり、その内、市が出資しているのは10団体ある。（平成21年度末現在）
	起債制限比率	地方自治体に用途が任されている一般財源のうち、経常的な歳入の中で地方債返済に充てる金額が占める割合。
	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のことであり、職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債元利償還金等の公債費からなっている。
	行政コスト計算書	1年間の行政サービス活動のコストを表にしたもので、バランスシートと連動させながら行政目的別に正確な行政コストを把握し、今後の行政運営に役立てていこうとするもの。企業会計においてはバランスシートとともに作成される損益計算書にあたる。基本的にはバランスシートに計上されない、その年限りで消費される費目である人件費、公債費利子分、維持補修費などのほか、他団体への補助金なども含めて分析する。
	形式収支	歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたもの。その年度に収入された現金と、支出された現金の差額を表しているに過ぎず、いわゆる「現金主義」の捉え方である。歳入決算額が歳出決算額を上回る場合は剰余を生じて形式収支上黒字決算となる。
	減債基金	公債費対策として、公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる基金。

五十音順	用語	説明
か	経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度継続的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合。
	減税補てん債	個人住民税等の税制改正に伴う地方公共団体の減収額を補てんするために借り入れる特別な地方債で、税の振り替わりとしての性格をもつもの。一般的な地方債では、財源にできる対象事業が限定されているが、減税補てん債は、一般財源と同様に建設事業以外の経費にも充当できる。
	公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元金及び利子の償還費をいう。公債費は義務的経費の一つであり、これが歳出中の比重を高めることは、財政の硬直化を招くことになる。
	公債費比率	地方公共団体における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分を除く）に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合をいう。
さ	債務負担行為	数年度にわたる建設工事や、土地の購入などの翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のような債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出を予定するなど、将来的な財政支出の約束として、予算に内容を定めておくもの。歳入歳出予算とともに予算の一部を構成する。
	資金収支計算書	収支の性質に応じて、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支に区分し、その収支状況を表している。また、欄外には、基礎的財政収支の情報も表している。
	資金不足比率	事業の規模に対する資金の不足額の割合を表す。経営健全化基準は 20%であり、これを超えると経営健全化計画を策定しなければならない
	自主財源	地方公共団体が自主的に収入しうる財源のことで、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金などがこれにあたる。
	実質赤字比率	健全化判断比率の 1 つ。一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。枚方市の早期健全化基準は 11.25%、財政再生基準は 20%。

五十音順	用語	説明
	実質収支	形式収支（歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたもの）から、本来その年度に属すべき支出（繰越明許費など翌年度へ繰り越すべき財源）を債務要素とみなし、また、本来その年度に属すべき収入（未収入特定財源）を債権要素とみなして、両者を加減した実質的な収入と支出の差額を表したもの。形式収支に比べ、より実態に近い収支と言える。
	実質公債費比率	健全化判断比率の1つ。起債制限比率の考え方に、公営企業の公債費に対する一般会計からの繰出しやPFI等の公債費への負担金等も準元利償還金として算定対象に追加し、満期一括償還方式の地方債に係るルールの一貫を図るなどの見直しを行って算出した指標。19年度から算出方法が変更され充当財源に都市計画税が加えられた。早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%。
	純資産変動計算書	貸借対照表の「純資産の部」について、年度中にどのように増減したかを表す計算書である。結果が純増であれば資産の増加か負債の減少を表し、純減であれば、資産の減少か負債の増加をあらわす。
	将来負担比率	健全化判断比率の1つ。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。早期健全化基準は350%、財政再生基準はない。
	性質別分類	歳出を経済的性質によって、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金及び前年度繰上充用金に分類すること。「報酬」や「需用費」などの予算・決算の節を基準としたもの。
た	単年度収支・実質単年度収支	その年度の実質収支額から、前年度の実質収支額を差し引いたもの。単年度収支が黒字であるということは、前年度の実質収支が黒字であった場合、その年度に新たな黒字を増加させたことを意味し、赤字であった場合は過去の赤字を解消したことになる。逆に、その年度の単年度収支が赤字であるということは、前年度の実質収支が黒字であった場合、過去の余剰金の食いつぶしを意味し、赤字であった場合は赤字額がさらに累積したことになる。また実質単年度収支とは、財政調整基金の積み立てなどの実質的な黒字要素や、積立金の取り崩しなど赤字要素が含まれている単年度収支から、これらを控除したものをいう。すなわち、これらの黒字・赤字の要素が、歳入歳出面に措置されなかったとしたら、単年度収支がどうなったかを見るのが実質単年度収支である。
	地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付される特別交付税がある。

五十音順	用語	説明
	地方債	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。いわゆる地方公共団体の借金で、地方債を起こすことを「起債」という。また、同じ借金である一時借入金は、その年度内における一時的な歳計現金の不足を補てんするもので、歳出の財源そのものではないので、地方債には含まれない。
	地方譲与税	国税として徴収され、そのまま地方に譲与される税。課税の便宜上などの理由から徴収事務を国が代行しているもので、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税などがこれに属する。国が国税として徴収したものを地方に配分するという意味では地方交付税も同意義だが、財源が不足している団体へのみ交付する地方交付税とは違い、地方譲与税は、一般的に一律配分することが建前となっている。
	投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校等の建設など社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。
	特定財源	一般財源に対し、その用途が特定されているもので、国・府支出金、使用料、手数料、財産収入、地方債などがこれにあたる。
	特別会計	一般会計に対するもので、特定の歳入歳出をもって特定の事業に充てるよう、一般会計とは区別して経理するための会計。枚方市では、国民健康保険、老人保健、介護保険、下水道事業など、全部で9つの特別会計を設けている。(平成21年度末現在)
は	バランスシート	民間企業などが財政状況を明らかにするために作成する、一定時点に保有する土地や建物などの資産（借方）と、長期借入金をはじめとする負債及び資本の状況（貸方）とを総括的に記載した一覧表のことで、貸借対照表ともいう。過去からの財政運営の結果として蓄積された資産の状況や、その調達財源の状況を表示し、財政の全体像を明らかにするための補完的資料として有効なものであると言われる。
	標準財政規模	自治体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模を示すもので標準的税収入額に普通交付税を加算した額
	標準税収入額	地方税法に定める普通税（住民税、固定資産税など）及び目的税（事業所税）について、標準税率で算定した収入見込額。
	扶助費	社会保障制度の一環として現金又は物品等の別を問わず、被扶助者に対して支給されるもので、生活保護法、児童福祉法等に基づくもののほか、地方公共団体単独の施策として行う法外援護も含まれる。

五十音順	用語	説明
	普通会計	各地方公共団体の多様な会計範囲を比較・掌握するため、総務省が定めた統一基準により全地方自治体が用いる、地方財政統計上の会計区分のこと。枚方市においては一般会計、土地取得会計、老人保健特別会計及び牧野駅東地区再開発特別会計のうち、重複額の控除などの諸計算及び費目の移し替えなどを行って作成している。
ま	目的別分類	歳出をその行政目的によって議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林業費、商工費、土木費、消防費、教育費などに分類すること。予算・決算の款及び項の区分を基準としたもの。
ら	ラスパイレス指標	市（地方公務員）の給与水準を、国（国家公務員）の給与水準と比較するために用いる統計上の指数。国の平均給料月額を100とした場合、市がどれくらいの値となるかを見るもの。
	類似団体	<b>青森県</b> 八戸市、 <b>山形県</b> 山形市、 <b>茨城県</b> 水戸市、つくば市、 <b>群馬県</b> 高崎市、伊勢崎市、太田市、 <b>埼玉県</b> 川口市、所沢市、草加市、越谷市、春日部市、熊谷市、 <b>神奈川県</b> 平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、 <b>新潟県</b> 長岡市、上越市、 <b>福井県</b> 福井市、 <b>山梨県</b> 甲府市、 <b>長野県</b> 松本市、 <b>静岡県</b> 沼津市、富士市、 <b>愛知県</b> 一宮市、春日井市、 <b>三重県</b> 四日市市、 <b>大阪府</b> 岸和田市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、 <b>兵庫県</b> 明石市、加古川市、宝塚市、 <b>鳥取県</b> 鳥取市、 <b>広島県</b> 呉市、 <b>長崎県</b> 佐世保市。（平成22年4月1日現在）
	連結実質赤字比率	健全化判断比率の1つ。公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。枚方市の早期健全化基準は16.25%、財政再生基準は40%。

# 枚方市の財政事情

平成 22 年度版

平成 22 年 11 月 発行

発 行 / 枚方市

企画・編集 / 企画財政部 財政課

〒573-8666

大阪府枚方市大垣内町 2-1-20

電話 072-841-1221 (内線 460)

F A X 072-841-3039

e-mail [zaisei@city.hirakata.osaka.jp](mailto:zaisei@city.hirakata.osaka.jp)